

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第五十三号

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例

佐賀県森林環境税条例（平成十九年佐賀県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に改める。

第三条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（県税条例附則第二十七条の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例）

2 県税条例附則第二十七条の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第三十五条」とあるのは、「附則第二十七条」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第二条 平成二十年度から平成二十九年年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十五条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第三条 平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>(県税条例附則第二十七条の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>2 県税条例附則第二十七条の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第三十五条」とあるのは、「附則第二十七条」とする。</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第二条 平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十五条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p>